

鳥取大学ものづくりサークル規約

(名称)

第1条 本サークルは鳥取大学ものづくりサークルと称する。

(目的)

第2条 地域における子どもたちのものづくり環境を保障し、自らの手で一つのものを完成させることの面白さ・奥深さを知ってもらうことを目的とする。

(組織)

第3条 本サークルは部長1名、副部長1名、会計1名を幹部として置く。学年は問わない。

第4条 幹部の任期は原則として4月1日から翌年3月31日までの1年とし、再任も可とする。

第5条 休部・退部の際は部長または副部長に申し出るものとする。なお、休部期間の部会への参加義務は免除する。

(活動)

第6条 活動は原則として週1回行う。

第7条 部会は2,3ヶ月に1回行い、情報の共有や活動報告、今後の予定の確認等を実施する。

(経費)

第8条 本サークルの経費は、次をもって充てる。

- ・「とりぎん地域連携助成金」を活用したプログラム「Small CoRE Project」
- ・鳥取市からの講師謝金
- ・依頼先からの報酬

第9条 部費は原則として徴収しない。

(改正)

第10条 本規約の改正及び変更は、部員の3分の2以上の承認を得た上で行われるものとする。

(その他)

第 11 条 未成年に対して飲酒をさせない。また未成年でなくとも、飲酒の強要は禁止とする。

施行 令和 2 年 4 月 1 日